

不利益処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和25年法律第201号				
不利益処分の種類	違反建築物の使用禁止、使用制限	根拠条項	法第9条第7項				
処 分 基 準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「法第9条の仮命令に対する違反の処分」（昭和26年8月30日住指108号） ・「建築基準法の一部を改正する法律の公布について」（昭和34年5月29日住発164号） 						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課 土木事務所	交付機関	建築住宅課 土木事務所	目次NO	14